

第6章

子どもの貧困対策

- 1 子どもの貧困対策計画
- 2 子どもの貧困対策の推進

第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同年8月、同法第8条第1項に基づく「子供の貧困対策に関する大綱（以下「貧困対策大綱」という。）」が策定されました。貧困対策大綱には、「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率」や「スクールソーシャルワーカーの配置人数」など、子どもの貧困状況を示す25の指標を掲げられ、それらの改善に向けた今後5年間の重点施策が盛り込まれています。また、都道府県は、同法第9条第1項に基づき、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を総合的に推進するため、本計画の中において、子どもの貧困対策についての計画を兼ねて定めることとしています。

本県においても、子どもの貧困対策への取組みは重要であるとの認識のもと、これまでも、ひとり親家庭に対する就業支援、修学資金の貸付などの経済的支援や生活支援の取組みを進めてきましたが、貧困対策大綱の趣旨を踏まえ、今後も引き続き、教育現場と福祉の連携強化など、市町や関係機関と緊密に連携し、子どもの貧困問題に正面から向き合い、教育・生活・保護者に対する就労・経済的支援など、地域の実情に応じた取組みを積極的に進めていくこととしています。

2 子どもの貧困対策の推進

子供の貧困対策大綱で示された25の指標の改善に向け、当面の重点施策及び具体的施策として次の取組みを行い、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

1 教育の支援

子どもたちの将来が、生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、全ての子どもが基礎学力を身につけ、希望する進路が実現できるよう、確かな学力の育成を支える必要があります。

また、多くの貧困世帯で、子どもたちが学習面での課題に直面しており、経済的な問題で子どもたちが夢をあきらめることがないよう、学習環境の整備や進学の支援に取り組む必要があります。

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

① 学校教育による学力保障

- 「愛媛県学力向上5か年計画」に基づき、組織的・計画的な学力向上システムを構築し、県内各小中学校の学力に関する検証改善サイクルを強化

することにより、児童生徒の確かな学力の一層の向上を図ります。

- 新学習指導要領に対応した入試に係る研究に取り組むことにより、各教科において、生徒の実態に即した進路指導を推進します。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用した援助を行います。
- 問題行動等の未然防止や早期発見のために、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを中学校に配置し、校区等の小学校も兼務しながら教育相談体制の充実を図ります。

③ 地域による学習支援

- 地域人材を活用した放課後子ども教室、学校支援地域本部及び土曜教育推進事業の取組みを推進します。

④ 高等学校等における就学継続のための支援

- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的に修学が困難な者に対し、修学奨励資金を貸与します。
- 勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与を行います。

(2) 就学支援の充実

① 義務教育段階の就学支援の充実

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用した援助を行います。【再掲】

② 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減

- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 授業料以外の教育費に経済的負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給し、低所得世帯の私立高校生等の就学の機会を拡大します。
- 学校法人が行う授業料減免事業に対し補助を行うことにより、低所得世帯の私立高校生の就学の機会を拡大します。

③ 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

(3) 生活困窮世帯等への学習支援

- 問題行動等の未然防止や早期発見のために、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを中学校に配置し、校区等の小学校も兼務しながら教育相談体制の充実を図ります。【再掲】
- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用した援助を行います。【再掲】

- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。【再掲】

(4) その他の教育支援

① 子どもの食事・栄養状態の確保

- 経済的困難を抱える県立中等教育学校前期課程及び県立特別支援学校の児童生徒に対して、学校病治療のための医療費及び学校給食費を援助します。
- 栄養教諭を中核とした食育推進のための実践的な取組みを実施します。また、学校給食における栄養管理について研究し、あわせて児童生徒の「食と運動」について生活習慣の改善を図ります。

2 生活の支援

貧困世帯は、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えているため、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、世帯の生活を支え、子供の成長や就労を支える総合的な取組みが必要です。

また、貧困世帯に属する子どもたちは、貧困に伴う直接的な不利益ばかりでなく、地域社会からの孤立などにより、一層困難な状況に置かれてしまうことが少なくないため、相談事業や交流事業の充実を図っていく必要があります。

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。
- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うことにより、その支援に努めます。
- ひとり親家庭が、修学や疾病などにより、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣等し、児童の世話等を行うことにより、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備に努めます。
- 児童相談所において、児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより家庭復帰への取組みの強化を図ります。

② 保育等の確保

- 保育の利用者が引き続き就学後も利用できるよう、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するほか、一体的又は連携した実施を促進します。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際し、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、ひとり親家庭への特別な配慮について、引き続き周知に努めます。

③ 保護者の健康確保

- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うことにより、その支援に努めます。【再掲】

④ 母子生活支援施設等の活用

- 県母子生活支援施設に個別対応職員を配置し、対応が必要な児童に援助を行うほか、保護者への支援を行います。

(2) 子どもの生活支援

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

- 児童養護施設等退所者に対し就職やアパート等を賃借する際の身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図ります。

② 食育の推進に関する支援

- 保育所や児童福祉施設等の給食施設に対し、年1回栄養報告書の提出を求め、施設の給食・栄養管理の状況や、入所者の肥満・痩せの状況を把握するとともに、給食施設を栄養指導員が訪問し、管理者や担当者に食事の提供や栄養管理についての改善方策を提示します。また、施設の管理者や担当者に、食育や栄養管理、衛生管理等についての研修会を行います。
- 主に高校生以上を対象に、食に関する知識と食習慣を身につけ、健全な食生活を継続して実践できるよう、講話等を行います。
- 地域小規模児童養護施設の設置により、家庭的環境の中で養護を実施することで、子どもの社会的自立の促進につなげます。

③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。【再掲】
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際し、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、ひとり親家庭への特別な配慮について、引き続き周知に努めます。【再掲】
- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。【再掲】

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

① 関係機関の連携

- 新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組みの実施を検討します。

(4) 子どもの就労支援

① ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童に対する就労支援

- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。

② 親の支援のない子ども等への就労支援

- 若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。【再掲】

③ 定時制・通信制高校に通学する子どもの就労支援

- 若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。【再掲】

④ 高校中退者等への就労支援

- 若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。【再掲】
- 若年無業者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションに臨床心理士、ジョブトレーナーを設置します。また、各種セミナーや職場体験等の支援プログラムや、ニート支援啓発のためのリーフレットやフォーラム等を実施します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションと高校等との連携体制を構築するとともに、高校中退者等への訪問支援を実施し、ニート化の未然防止の充実強化を図ります。さらに、研修等により相談職員のスキルアップを図るほか、サポートステーションにおける相談支援等を拡充して実施することにより、ニートの状況にある若者の職業的自立支援を一層強力に推進します。

(5) 支援する人員の確保等

① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

- 児童相談所一時保護所の指導機能の充実・強化を図るため、実務経験者などによる一時保護等業務嘱託を配置し、子どもの健全育成の推進や問題解決を図ります。
- 里親経験者などによる講演会を開催することにより、新たな里親となる人材を発掘します。
- 児童虐待対応件数が増加する中、虐待通告を受けた際の児童の安全確認等体制強化をすることを目的として職員を配置します。
- 児童養護施設への実習生に対する指導や実習生の就職促進を行うための非常勤職員を採用することにより、人材確保を図ります。

② 相談職員の資質向上

- 生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、新任ケースワーカーに対する研修を実施するほか、国が開催する研修会に就労支援員が参加することにより、資質向上を図ります。
- 生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、国が開催する研修会に自立相談支援機関の相談員が参加することにより、資質向上を図ります。
- ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員を対象とした研修会を開催する等により、母子・父子自立支援員の資質の向上に努めます。
- 相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う障害者自立支援協議会を設置するとともに、相談支援にあたる相談支援専門員の養成やスキルアップに関する研修を実施します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションと高校

等との連携体制を構築するとともに、高校中退者等への訪問支援を実施し、ニート化の未然防止の充実強化を図ります。さらに、研修等により相談職員のスキルアップを図るほか、サポートステーションにおける相談支援等を拡充して実施することにより、ニートの状況にある若者の職業的自立支援を一層強力に推進します。【再掲】

(6) その他の生活支援

① 妊娠期からの切れ目ない支援等

- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成します。
- 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療のため、新生児マススクリーニング検査を無料で実施します。
- 乳幼児の疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、養育者の負担軽減を図ります。

② 住宅支援

- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- 母子福祉資金貸付金等の貸付けを通じて、ひとり親家庭の住宅支援に努めます。
- 住宅困窮度の高い母子世帯、父子世帯及び子育て世帯について、県営住宅に係る優先入居を行うほか、住宅関連相談窓口を設置し、リフォーム相談、情報提供サービス、リフォーム融資紹介を行います。
- えひめあんしん賃貸支援システム（仮称）を構築し、子育て世帯等に対し民間賃貸への円滑な入居に係る情報提供を行います。

3 保護者に対する就労の支援

保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組みです。

このため、ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援等、ひとりひとりのキャリアや経験、それぞれの置かれている状況などに応じた細やかな支援を行っていく必要があります。

① 親の就労支援

- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うことにより、その支援に努め

ます。【再掲】

- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間訓練機関や事業主を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中の母子家庭の母等の優先的な受入を行います。（一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能。）

② 親の学び直しの支援

- 様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。

③ 就労機会の確保

- 若年求職者を対象とした面接会、職業紹介等を実施します。

4 経済的支援

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、就労や生活、教育に係る様々な取組みを進めていくほか、世帯の状況や所得に応じ、各種手当や給付、貸付制度などにより世帯の生活の基礎を支えていく必要があります。

① 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、その周知と適切な支給に努めます。

② ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討

- 本県施策を積極的かつ計画的に整備等していくため、ひとり親家庭の実態及び必要とされている支援を把握するための調査を実施する等により、その状況把握に努めます。

③ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大

- 母子福祉資金貸付金等の貸付けを通じて、ひとり親家庭の経済的支援に努めます。

④ 教育扶助の支給方法

- 生活保護における教育扶助について、必要な費用を学校長に対して直接支払うことにより、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。

⑤ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

- 生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学する際に、入学料、入学料等支給料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられるものは、収入として認定しない取扱いとします。

⑥ 養育費の確保に関する支援

- 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の保護者が抱えている様々な悩み等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うことにより、その支援に努めます。【再掲】
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、法的な専門相談など、養育費の確保に関する支援に努めます。

⑦ その他

- 一定の所得状況にある母子家庭の母及び児童が、医療機関を受診した場合の医療費自己負担額への助成を行い、その経済的負担の軽減に努めます。

5 その他の支援

① 国際化社会への対応

- 留学を希望する県内の高校に在籍する生徒を対象に、留学補助金を交付することにより、生徒にコミュニケーション能力や国際的視野を身に付けさせ、将来の愛媛を支えるグローバル人材の育成を図ります。